

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電波法の一部を改正する法律

規制の名称：技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省総合通信基盤局電波政策課

評価実施時期：令和2年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

近年インターネットを用いた売買が活発に行われる中、電波法（以下「法」という。）の技術基準に適合していない無線機器（以下「技術基準不適合機器」という。）と見られる機器^(※1)をインターネットショッピングサイトに掲載する販売業者が多数見られるようになってきた。この結果、無線の知識が乏しい一般消費者がこのような技術基準不適合機器を容易に入手できる状況となっており^(※2)、購入者により、当該機器が法に違反して使用され、他の無線局に対して混信その他の妨害を与えるおそれが高まっている。

しかし、現行法は、総務大臣が電波監視等によって妨害を把握することを前提として、当該妨害の発生を勧告発動の一要件としている。このため、総務大臣が技術基準不適合機器の存在を把握し、当該機器による重大な混信等が発生する可能性を認識した場合であっても、実際に妨害を与えない限り、総務大臣は技術基準不適合機器の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）に対し勧告することができないという状況となっている。

また、勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合、現行法においては、妨害を受けた無線局が「重要無線通信」^(※3)を行う無線局でない場合は、妨害を与えた技術基準不適合機器が広く販売されることにより重要無線通信に混信等の妨害を与えるおそれがある場合であっても、勧告に係る措置を確実に実施させるための命令を行うことができない。

技術の進歩に伴い、今後、自動運転に用いられる車車間通信など、重要無線通信でなくとも、通信に妨害を与えられることにより社会的に重大な悪影響が生じるため当該悪影響の発生を確実に防ぐ必要のある無線通信が、多数実用化されることが見込まれる。そのような状況の中、今回の法改正（以下「本改正」という。）を行わなかった場合に、妨害が発生しなければ勧告を行わず、妨害を与えられた無線局が重要無線通信を行うものでなければ命令を行えないため、当該悪

影響の発生を効果的に抑止することが困難な状況をベースラインとする。

※1 例えば、大手インターネットショッピングサイトにおいて、5.8GHz帯の電波を発射する海外製のWi-Fi機器が販売されている。我が国においては、ETCシステムが5.8GHz帯を使用していることから、当該Wi-Fi機器の使用により、ETCシステムが妨害された場合は遮断機が適切に作動せず、追突事故が発生するおそれがある。

※2 総務省はインターネットで販売されている無線機器を購入し、その調査結果を公表する取組み（試買テスト）を定期的に行っており、その結果をホームページにて公表している（<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/>）。

※3 「重要無線通信」とは、890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で、次のいずれかに該当するもの（法102条の2第1項）。

- ①電気通信業務用、②放送業務用、③人命・財産の保護／治安維持用、④気象業務用、
- ⑤電気事業に係る電気供給の業務用、⑥鉄道事業に係る列車運行业務用

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

技術基準不適合機器による悪影響の発生を効果的に抑止すること

【課題の発生原因】

近年、インターネットショッピングサイト上で、我が国の技術基準に適合していないと見られる無線機器も販売されており、このような技術基準不適合機器が購入者に使用されることにより他の無線局を著しく妨害する危険性が高まっている。しかしながら、現行規定では、次の事情から、技術基準不適合機器による悪影響の発生を効果的に抑止することが困難である。

- ・実際に妨害が発生しなければ勧告を行うことができない仕組みとなっていること
- ・「重要無線通信」を行う無線局に対して実際に妨害を与えた場合でないと、勧告に係る措置を命令できないこと

【規制の内容】

妨害が実際に発生していなくとも、技術基準不適合機器が使用されることにより妨害を与えるおそれがあるときは、総務大臣が、その製造業者等に対して勧告できるようにする。

また、勧告に従わなかった旨を公表されてもなお正当な理由なく製造業者等が当該勧告に従わなかった場合には、実際に重要無線通信を行う無線局が妨害を受けたときだけでなく、その適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものの運用に重大な悪影響を与えるおそれがあるときにも、総務大臣が、製造業者等に対し、当該勧告に係る措置を講ずるよう命令でき

るようにする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 遵守費用

総務大臣が、技術基準不適合機器の製造業者等に対し、当該機器の回収等の必要な措置を勧告し、又は勧告に係る措置を講ずべきことを命じた場合には、これらの者において当該措置を講ずるための費用が発生する。なお、当該費用は、ケースバイケースであり、金銭価値化するのは困難である。

(2) 行政費用

総務大臣が勧告・命令を行う際の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

特段発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和でないため、該当せず。)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正により勧告・命令の対象を見直し、他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で技術基準不適合機器の製造業者等に勧告・命令を行うことができるようになることにより、当該機器が引き起こす妨害により生じる損失を回避することが期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず。）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和でないため、該当せず。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結

果を活用して把握する。

他の無線局に対する妨害のおそれが生じた段階で、勧告・命令を行うことができることから、製造業者等は技術基準不適合機器を製造、輸入又は販売（以下「製造等」という。）することのないよう、より努力することが考えられ、技術基準不適合機器の流通量が減少する可能性がある。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

勧告・命令の発動要件を緩和することによって、重大な悪影響の発生を未然に防止することが可能となる便益が生じる。一方、製造業者等に対する負担は、技術基準不適合機器が妨害又はそのおそれが生じた場合のみ発生するもので、製造業者等が電波法に定める技術基準に適合する無線設備を製造等している限りは、費用は発生しない。

よって、今回の改正に伴う費用は、便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

例えば、市場に流通する無線機器について、総務大臣が技術基準への適合性を全て事前にチェックするようにする規制が考えられるが、これには多大な行政費用が必要となることに加え、新たな機器の迅速な導入が困難となり、我が国の無線通信サービスの発展を萎縮させるおそれがある。よって、代替案は適切ではなく、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合追加提言においては、「総務省が技術基準不適合機器の流通を把握した場合は、実際に混信等が発生しなくとも、必要に応じて勧告等によりこれらの機器の流通を抑止できるようにすることが適当である。

また、IoTの進展に伴い様々な無線通信が社会のあらゆる分野で活用されていることから、電波法に定義されている「重要無線通信」以外の無線通信であっても、妨害を受けることにより国民生活に重大な影響が生じ得るものが新たに提供されるようになってきている。このため、こうした無線通信への妨害についても、重要無線通信と同様に、確実に是正措置が講じられる仕組みとすることが適当である。」とされている。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後3年以内に、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容に

よっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

問題事例が生じた場合における勧告及び命令を行った件数、内容、勧告又は命令を受けた者の対応状況等を把握することとする。